

令和2年（ワ）第32232号 国家賠償請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

証拠説明書（甲1ないし甲15）

令和3年（2021年）2月12日

東京地方裁判所 民事第44部 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野 泰孝



同 加藤 由利子



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲1	履歴事項全部証明書（原告）	写し	R2. 12. 16	東京法務局 港出張所 登記官	原告の概要等 【備考】 本書証の原本は、資格証明書として裁判所に提出
甲2	「代表者略歴」と題する書面	写し	R2	原告	原告代表取締役の略歴等
甲3	「導入実績」と題する書面	写し	R2. 8	原告	令和2年8月時点の地方公共団体における原告が提供するサービスの導入状況等
甲4	「日本国内の「生活インフラ」とし	写し	R2	LINE株式会社	LINE株式会社が提供するアプリケーション「LINE」の普及状況

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
	て定着」と題する 書面				
甲 5	「eKYC による本人 確認の仕様」と題 する書面	写し	R2	原告	本サービスにおいて行われる eKYC による本人確認方法の概要
甲 6	「LINE による住民 票の写しの交付」 と題するページ	写し	R2. 9. 9 (プリント アウト日)	東京都渋谷 区	渋谷区においては、令和 2 年 4 月 1 日より、本サービスを用いて LINE による住民票の写しの交付 の請求ができることなど 【備考】 本書証は、東京都渋谷区が運用す るサイト内の次のページをプリン トアウトしたものである（なお、 現在は当該ページが若干更新され ており、サービス提供開始日の記 載がないため、R2. 9. 9 にプリント アウトしたものを提出する）。 https://www.city.shibuya.tokyo .jp/kurashi/jumin/linejumin.ht ml
甲 7	「市川市公式 LINE アカウント」と題 するページ	写し	R3. 2. 12 (プリント アウト日)	千葉県市川 市	市川市においては、平成 31 年 3 月 19 日より、LINE による住民票の写 しの交付の請求ができることなど （ただし、eKYC による本人確認 方法を用いない点で本サービスと はサービスの内容が異なり、サー ビス提供主体も原告ではなく LINE 株式会社である点で異なる） 【備考】 本書証は、市川市が運用するサイ ト内の次のページをプリントアウ トしたものである。 http://www.city.ichikawa.lg.jp

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					/pla01/1111000255.html
甲 8	議事概要（第 55 回 Pitch to the Minister 懇談会 “HIRAI Pitch”）	写し	R1.6 ころ	国（内閣 府）	令和元年 6 月 26 日，LINE 株式会 社（原告代表取締役も LINE 株式会 社の社員として同席）は，当時の 平井卓也情報通信技術（IT）政策 担当大臣に対し，LINE による住民 票の写しの交付の請求のサービス についてプレゼンを行っているこ となど 【備考】 本訴訟は，国（内閣府）が運用す るサイト内の次のページ内におけ る対象リンク先の PDF データをプ リントアウトしたものである。 https://www.cao.go.jp/others/s oumu/pitch2m/results.html
甲 9	「電子情報処理組 織を使用して本人 から住民票の写し の交付請求を受け 付ける場合の取扱 いに係る質疑応答 について（通知）」 （総行住第 55 号）	写し	R2.4.3	総務省自治 行政局住民 制度課長	総務省自治行政局住民制度課長は 令和 2 年 4 月 3 日付けにて都道府 県及び指定都市に対して本通知を 発出したこと及びその内容 【備考】 本書証は，国（総務省）が運用す るサイト内の次のページ内におけ る対象リンク先の PDF データをプ リントアウトしたものである。 https://www.soumu.go.jp/main_s osiki/jichi_gyousei/daityo/gai you.html
甲 10	「総理大臣記者会 見」と題するペー ジ	写し	R3.2.12 （プリント アウト日）	前総務大臣 高市早苗	令和 2 年 4 月 3 日，当時の総務大 臣が発言した内容 【備考】 本書証は，前総務大臣高市早苗が

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					運用するサイト内の次のページを プリントアウトしたものである。 https://www.sanae.gr.jp/kaiken_detail60.html
甲 11	「総務大臣コメン トに対する渋谷区 の見解につきまし て」と題するペー ジ	写し	R3. 2. 12 (プリント アウト日)	渋谷区長 長谷部健	令和 2 年 4 月 3 日、当時の総務大 臣の発言等を受け、渋谷区長が表 明した意見の内容 【備考】 本書証は、渋谷区が運用するサイ ト内の次のページをプリントアウ トしたものである。 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/koho/hodo/message020403.html?news
甲 12	「住民基本台帳事 務処理要領につい て」(抜粋)	写し	令和元年 6 月 12 日	国	本件に関わる事務処理要領の定め
甲 13	「住民票の写しの 交付制度等のあり 方に関する検討会 報告書」と題する 報告書	写し	H19. 2	住民票の写 しの交付制 度等のあり 方に関する 検討会	住民基本台帳制度の変遷の経緯等
甲 14	「オンラインで完 結する自然人の本 人特定事項の確認 方法の追加」と題 する資料	写し	H30	国(金融 庁)	平成 30 年 11 月 30 日付けで改正 された「犯罪による収益の移転防 止に関する法律施行規則」により 定められた本人確認方法の概要 【備考】 本訴訟は、国(金融庁)が運用す るサイト内の次のページ内におけ る対象リンク先の PDF データをプ リントアウトしたものである。 https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/20181130.html

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 15	「マネーローンダ リングに係る法令 等の改正への対応 ―主として電子本 人確認への対応に ついて―」と題す る記事（弁護士中 崎隆ほか／金融法 務事情 2108 号 28 頁以下）	写し	H31. 2	弁護士中崎 隆ほか （金融法務 事情）	平成 30 年 11 月 30 日付けで改正 された「犯罪による収益の移転防 止に関する法律施行規則」により 定められた本人確認方法の詳細

以 上